



# じもと

## HOLDINGS



きらやか銀行



仙台銀行

・本株主総会は、ご出席の株主さまへのお土産を取り止めさせていただきます。

第 14 期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時

会場

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
仙台銀行本店 9階講堂

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

株主総会会場は仙台市となっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただきお間違いのないようご注意ください。



書面またはインターネットによる  
議決権行使の期限

2026年6月24日（水曜日）  
午後5時10分まで

株式会社じもとホールディングス

証券コード：7161

## じもとグループのビジョン

---

じもとグループは、宮城県と山形県に根ざし、  
両県をつなぐ、金融機関グループです。  
地元中小企業や地域への貢献を通じて  
豊かな社会の実現を目指しています。



# 株主の皆さまへ



じもと企業と語り合い、  
成長と発展をともにし、  
同じ未来を見つめる。

代表取締役社長 坂爪敏雄 代表取締役会長 西塚英樹

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

当事業年度の当社業績につきましては、子会社のきらやか銀行、仙台銀行ともに黒字決算となり、親会社株主に帰属する当期純利益を25億円とする決算を迎えることができました。これもひとえに株主の皆さまのご理解とご支援によるものと厚く御礼申し上げます。

当社グループでは、「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域社会に貢献する」の経営理念のもと、「グループの業績と信頼の回復、企業価値向上」を中期経営計画の基本方針とし、SBIグループとの連携をさらに深めながら、重点戦略である「中小企業支援の深化」「業務変革(DX)」「経営管理」に取り組んでおります。

また、当社グループの勘定系システムを、SBIグループが提供する「次世代バンキングシステム」へ更改することを決定し、業務変革への取り組みを進めるとともに、新たな金融サービスの提供に向けてグループ一体で取り組んでおります。

これらの取り組みを通じて、経営基盤をより強固なものとし、お取引先の業績向上と、当社グループ業績の向上へとつながる「共通価値の創造」の実現を目指してまいります。

株主の皆さまには、引き続き、一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

## 目次

議決権行使等についてのご案内

インターネットによる議決権行使のご案内

第14期定時株主総会招集ご通知……………1頁

■株主総会参考書類……………4頁

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

■事業報告……………20頁

■連結計算書類及び個別計算書類……………47頁

■監査報告書……………53頁

■ESG・SDGsへの取り組み

■株主総会会場ご案内



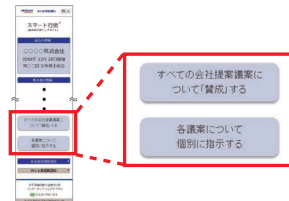
## インターネットによる議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

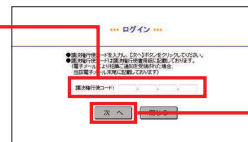
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



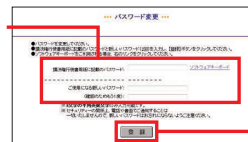
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### お問い合わせ先について

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(年末年始を除く 9:00~21:00)

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-288-324**

(平日 9:00~17:00)

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取り扱いたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主各位

(証券コード 7161)

2026年6月4日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社じもとホールディングス

代表取締役社長 坂爪敏雄

## 第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第14期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

### 当社ウェブサイト

[https://www.jimoto-hd.co.jp/ir/stock\\_info/shareholders\\_meeting/](https://www.jimoto-hd.co.jp/ir/stock_info/shareholders_meeting/)

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

### 東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コード(7161)をご入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえご確認ください。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますして、「議決権行使等についてのご案内」にしたがって、株主総会前日の営業時間終了時(2026年6月24日(水曜日)午後5時10分)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 会場につきまして

今回の第14期定時株主総会につきましては、仙台市の仙台銀行本店9階講堂での開催とし、山形市のきらやか銀行本店3階大会議室を中継会場とすることにいたします。

末尾の株主総会会場ご案内図及び中継会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

《 山形市の中継会場にご来場の株主さまへ 》

- ※ 山形市の中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- ※ 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

### 記

<b>1</b> 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
<b>2</b> 場 所	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 仙台銀行本店 9階講堂 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
<b>3</b> 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第14期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第14期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件</p>

以 上

今後の状況の変化により、株主総会の運営等に変更が生ずる場合は当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第26条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には掲載しておりません。  
したがって、本書面に掲載している内容は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

普通株式の期末配当金につきましては、公的資金返済に向けた内部留保の確保と財務体質強化の観点から、1株につき5円00銭とさせていただきますと存じます。

なお、中間配当を行わなかったため、普通株式の年間配当金は1株につき5円00銭となります。

優先株式の期末配当金は、所定の配当金の全額であります。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。			
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	普通株式	1株につき	5円00銭	総額 133,918,210円
	B種優先株式	1株につき	5円31銭	総額 69,030,000円
	C種優先株式	1株につき	4円60銭	総額 46,000,000円
	D種優先株式	1株につき	4円60銭	総額 23,000,000円
	E種優先株式	1株につき	2円30銭	総額 41,400,000円
				合計
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日（金）			

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠再設定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月21日開催の第4期定時株主総会において当社及び当社子会社（注1）の取締役（社外取締役である者を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただきました。また、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴って、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り同じ。）に対する本制度に係る報酬枠の決定についてご承認いただきました。その後、2021年6月24日開催の第9期定時株主総会において、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が施行されたことに伴い、本制度にかかる給付株数の算出の基礎となる付与ポイント数の上限等を改めて設定することにつき、ご承認をいただき、加えて2023年6月22日開催の第11期定時株主総会において、本制度の株式給付信託（以下、「本信託」といいます。）への追加信託に伴う当社株式の取得簿価の改定により、本制度にかかる付与ポイント数の上限等を改めて設定することにつき、ご承認をいただき（以下、上記第11期定時株主総会における決議を「原決議」といいます。）、今日に至っております。

こうした中、2026年1月23日付ニュースリリース「株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社は2026年2月12日に本信託へ追加拠出を行い、本信託が取引所市場から当社株式49,500株を購入したことにより、本信託における当社株式の取得簿価が改定となりました。本議案は、その新たな取得簿価に基づき、本制度にかかる付与ポイント数の上限等を改めて設定することにつき、ご承認をお願いするものです。

本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、本信託における当社株式の取得簿価の改定に伴い、本制度にかかる付与ポイント数の上限等を改めるもので、当社が本信託に拠出する金額の上限は原決議と同じであり、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また本議案は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において第5号議案としてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の内枠として、本制度に基づく報酬等の具体的な内容及びその額の具体的な算定方法のご承認をお願いするものです。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は8名となります。また、監査等委員会から、本制度の目的、内容に照らし、本議案による本制度の一部変更は妥当であるとの意見表明を受けております。

（注1）当社子会社とは、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行を指します。

現行	変更後
報酬等の総枠	報酬等の総枠
年額 1 億 8 千万円以内 (うち社外取締役分は 2 千万円以内)	同左
上記総枠内における株式報酬等の額	上記総枠内における株式報酬等の額
4 千万円以内 (46,100ポイント以内)	4 千万円以内 (56,700ポイント以内)

## 2. 本制度の変更後の内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として本信託を通じて当社株式を取得し、本制度の対象となる当社及び当社子会社の取締役に対して給付する制度で、主な内容は以下のとおりとなります。なお、本制度の詳細につきましては、下記の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

### (1) 本制度の対象者

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ①当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）    |
| ②当社子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） |

### (2) 本制度の対象期間

当社は、2026年3月末日で終了した事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）において本制度を継続し、当該3事業年度経過後の各対象期間においても本制度を継続してまいります。
---

### (3) 当社が信託に拠出する金額の上限

原則として対象期間ごとに、1億1千万円（うち当社の取締役分として4千万円）を上限として信託に追加拠出していきます。（注2）
---

（注2）直前の対象期間において、信託内に残存する当社株式及び金銭があるときは、それら残存する資産（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価。）と追加拠出する金銭の合計を1億1千万円（うち当社の取締役分として4千万円）以内とします。

#### (4) 本制度の対象者に給付される当社株式等の数の上限

本制度の対象者には、役位及び業績達成度等により定められた数のポイントが付与されます。(1ポイント＝当社普通株式1株)(注3)

各対象期間について、本制度の対象者に付与されるポイント数の合計は、155,900ポイント(うち当社の取締役分として56,700ポイント)を上限とします。(注4)

(注3) 当社株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

(注4) ポイント数の上限を算定するにあたり、1ポイント当たりの単価は、信託財産の取得簿価である705円を適用しております。

#### (5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

取得方法	取引所市場を通じた方法等により取得
取得株式数	各対象期間について本信託が取得する株式数の上限は155,900株(うち当社の取締役分として56,700株)となります。

#### (6) 当社株式等の給付

本制度の対象者には、退任時に上記(4)により当該対象者に付与されたポイントの合計数に相当する当社株式を信託から給付します。(注5)

(注5) 一定の要件を満たす場合には、ポイント合計の一部につき、当社株式に代えて、当社株式を時価で換算した金銭にて給付します。

なお、本制度の対象者が在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があったと当社の取締役会等が判断した場合は、給付を受ける権利を取得できないものとします。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の指名・報酬協議会が定める取締役の指名方針及び指名手続きに則り、適切に取締役候補者が指名され、監査等委員会において検討がなされました。その結果、各候補者は当社の取締役として適任である旨の判断がなされており、株主総会で陳述すべき特段の事項はございません。

なお、今回の取締役候補者11名全員が選任された場合、当社定款に定める員数の12名以内であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	にしづか ひでき 西塚英樹	再任	代表取締役会長 15回／15回
2	さかさか つめとし お 坂爪敏雄	再任	代表取締役社長 15回／15回
3	おがた つよし 尾形毅	再任	常務取締役 15回／15回
4	すずき おさむ 鈴木治	再任	常務取締役 14回／15回
5	なかざわ ゆうじろう 中澤雄二郎	再任	取締役 12回／12回
6	すずき たくじ 鈴木拓志	再任	取締役 15回／15回
7	しば たけん 柴田健	再任	取締役 15回／15回
8	こばやし ゆうすけ 小林祐介	再任	取締役 15回／15回
9	はんだ みのる 半田稔	再任 社外	独立役員 取締役（社外） 15回／15回
10	はせがわ やすし 長谷川靖	再任 社外	取締役（社外） 15回／15回
11	おやま みつお 小山光雄	新任 社外	独立役員 —

候補者番号

1

にし づか ひで き  
西 塚 英 樹

(1971年11月26日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 1,904株

■在任年数

1年9ヶ月

■取締役会出席状況

15回/15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 殖産銀行入行

2013年4月 きらやか銀行経営企画課長兼東京事務所長

2015年10月 同行営業本部営業統括部営業企画室長

2017年8月 同行福島支店長

2020年4月 同行経営企画部長兼経理部長

2023年6月 同行執行役員経営企画部長

2024年4月 同行執行役員広域営業部長

2024年6月 同行取締役

2024年9月 同行代表取締役頭取（現任）

当社代表取締役会長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社きらやか銀行代表取締役頭取

【取締役候補者に関する特記事項】

西塚英樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2024年9月の当社代表取締役就任以来、子会社きらやか銀行の再建と地域経済の発展に向けた取り組みを指揮するなど、卓越したリーダーシップを発揮。当社取締役としての資質を備えており、今後も当社発展に十分貢献できる知識、経験、社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

さか づめ とし お  
坂 爪 敏 雄

(1966年1月19日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 5,811株

■在任年数

3年

■取締役会出席状況

15回/15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 仙台銀行入行

2008年10月 同行本店営業部融資営業課長

2012年4月 同行本店営業部融資営業1課長兼融資営業2課長

2013年11月 同行融資部副部長

2015年6月 同行融資部長兼管理部長

2019年6月 同行取締役融資部長兼管理部長

2021年6月 同行取締役地元企業応援部長

株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング  
取締役

2022年6月 仙台銀行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長

株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング  
代表取締役社長

2023年6月 仙台銀行常務取締役営業本部長

当社取締役

2024年6月 仙台銀行代表取締役頭取（現任）

2024年9月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社仙台銀行代表取締役頭取

【取締役候補者に関する特記事項】

坂爪敏雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2024年9月の当社代表取締役就任以来、当社グループと地域経済の発展に向けた取り組みを指揮するなど、卓越したリーダーシップを発揮。当社取締役としての資質を備えており、今後も当社発展に十分貢献できる知識、経験、社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

おがた  
尾形

つよし  
毅

(1966年1月30日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 5,840株

■在任年数

8年

■取締役会出席状況

15回／15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 仙台銀行入行  
2005年4月 同行企画部企画課長  
2010年4月 同行企画部副部長兼企画課長兼経営管理室長  
2012年10月 同行企画部長  
2013年10月 同行経営企画部長兼経理部長  
2015年6月 同行取締役経営企画部長兼経理部長  
2016年6月 同行取締役本店営業部長

2018年6月 同行取締役  
当社取締役総合企画部長  
2022年6月 当社常務取締役総合企画部長  
2024年6月 当社常務取締役（現任）  
仙台銀行代表取締役常務  
2025年6月 同行代表取締役専務（現任）  
（重要な兼職の状況）  
株式会社仙台銀行代表取締役専務

【取締役候補者に関する特記事項】

尾形毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2018年6月の当社取締役就任以来、グループ戦略及び会社の運営・企画等を立案する総合企画部門を統括するなど、経営手腕を発揮。当社取締役としての資質を備えており、今後も当社発展に十分貢献できる知識、経験、社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

すずき  
鈴木

おさむ  
治

(1971年12月17日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 2,001株

■在任年数

1年9ヶ月

■取締役会出席状況

14回／15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 山形しあわせ銀行入行  
2019年4月 きらやか銀行本業支援戦略部本業支援推進室  
コンサルティンググループ グループリーダー  
2021年4月 同行本業支援戦略部副部長  
2022年10月 同行企業支援部長  
2023年6月 同行執行役員企業支援部長

2024年4月 同行執行役員と信管理グループ長兼  
企業支援部長  
2024年6月 同行取締役企業支援部長  
2024年9月 同行代表取締役専務（現任）  
当社常務取締役（現任）  
（重要な兼職の状況）  
株式会社きらやか銀行代表取締役専務

【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2024年9月の当社取締役就任以来、特に子会社きらやか銀行の融資・企業支援部門を統括するなど、経営手腕を発揮。当社取締役としての資質を備えており、今後も当社発展に十分貢献できる知識、経験、社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

5

なか ざわ ゆうじろう  
中 澤 雄二郎 (1969年11月29日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 2,400株

■在任年数

1年

■取締役会出席状況

12回/12回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年4月 仙台銀行入行  
2009年4月 同行大河原支店長  
2014年2月 同行多賀城支店長  
2016年4月 同行古川支店長兼三本木支店長  
2019年6月 同行地元企業応援部長  
2021年6月 同行東部工場団地支店長

2022年4月 同行執行役員東部工場団地支店長  
2023年6月 同行取締役融資部長兼管理部長  
2024年6月 同行常務取締役  
2025年6月 同行代表取締役常務 (現任)  
当社取締役 (現任)  
(重要な兼職の状況)  
株式会社仙台銀行代表取締役常務

【取締役候補者に関する特記事項】

中澤雄二郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2025年6月の当社取締役就任以来、特に子会社仙台銀行の融資・市場金融部門を統括するなど、経営手腕を発揮。当社取締役としての資質を備えており、今後も当社発展に十分貢献できる知識、経験、社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

すず き たく じ  
鈴 木 拓 志 (1975年1月29日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 841株

■在任年数

1年9ヶ月

■取締役会出席状況

15回/15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 殖産銀行入行  
2015年4月 きらやか銀行仙台法人営業部主任推進役  
2015年10月 同行本業支援部仙台法人グループ主任推進役  
2016年1月 同行本業支援部山形法人グループ主任推進役  
2017年2月 同行北営業部長  
2020年4月 同行上山支店長  
2022年4月 同行新発田支店長

2023年6月 同行執行役員新発田支店長  
2024年6月 同行執行役員法人サポート部長  
2024年9月 同行取締役支店サポートグループ長  
当社取締役 (現任)  
2025年6月 きらやか銀行代表取締役常務 (現任)  
(重要な兼職の状況)  
株式会社きらやか銀行代表取締役常務

【取締役候補者に関する特記事項】

鈴木拓志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2024年9月の当社取締役就任以来、特に子会社きらやか銀行の営業部門を統括するなど、経営手腕を発揮。当社取締役としての資質を備えており、今後も当社発展に十分貢献できる知識、経験、社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

7

しば た けん  
柴 田 健

(1974年11月30日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 2,400株

■在任年数

1年9ヶ月

■取締役会出席状況

15回/15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年4月	仙台銀行入行	2023年6月	仙台銀行取締役経営企画部長兼経理部長
2017年4月	同行経営企画部経営企画課長	2024年9月	当社取締役(現任)
2018年4月	同行経営企画部経営企画課長兼IT企画室長	2025年6月	仙台銀行常務取締役経営企画部長兼経理部長(現任)
2019年6月	同行経営企画部長兼経理部長		(重要な兼職の状況)
2022年4月	同行執行役員経営企画部長兼経理部長		株式会社仙台銀行常務取締役経営企画部長兼経理部長
2022年6月	株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング取締役		

【取締役候補者に関する特記事項】

柴田健氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2024年9月の当社取締役就任以来、特に子会社仙台銀行の経営企画・経理部門を統括するなど、経営手腕を発揮。当社取締役としての資質を備えており、今後も当社発展に十分貢献できる知識、経験、社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

こ ばやし ゆう すけ  
小 林 祐 介

(1975年2月28日生)



再任

■所有する当社株式の数

普通株式 1,600株

■在任年数

1年9ヶ月

■取締役会出席状況

15回/15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月	殖産銀行入行	2024年6月	当社総合企画部長
2017年8月	きらやか銀行経営企画部経営企画課長	2024年9月	きらやか銀行取締役企画グループ長 当社取締役(現任)
2019年4月	同行経営企画部副部長	2025年6月	きらやか銀行常務取締役(現任)
2020年4月	同行本業支援戦略部副部長		(重要な兼職の状況)
2022年4月	同行上山支店長		株式会社きらやか銀行常務取締役
2023年6月	当社総合企画部副部長		

【取締役候補者に関する特記事項】

小林祐介氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とした理由】

2024年9月の当社取締役就任以来、特に子会社きらやか銀行の経営企画・経理部門を統括するなど、経営手腕を発揮。当社取締役としての資質を備えており、今後も当社発展に十分貢献できる知識、経験、社会的信用を有していることから、取締役候補者となりました。

候補者番号

9

はん だ  
半 田

みのる  
稔

(1957年9月3日生)



再任

社外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 一株

■在任年数

7年

■取締役会出席状況

15回/15回

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月	弁護士登録（山形県弁護士会） 半田稔法律事務所開設 半田稔法律事務所所長（現任）	2017年2月	山形県弁護士協同組合理事長（現任）
2009年4月	山形県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 東北弁護士会連合会副会長	2018年7月	山形県取用委員会会長（現任）
2015年1月	天童市情報公開・個人情報保護審査会会長 （現任）	2019年6月	当社取締役（現任）
		2023年5月	株式会社ヤマザワ取締役（現任） （重要な兼職の状況） 半田稔法律事務所所長 株式会社ヤマザワ取締役

【社外取締役候補者に関する特記事項】

半田稔氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には弁護士として法的側面等の見地から、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

10

は せ がわ やすし  
長 谷 川 靖

(1962年2月22日生)



再 任

■所有する当社株式の数

■在任年数

■取締役会出席状況

社 外

普通株式 一株

5年

15回/15回

## ■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	大蔵省入省	2020年4月	SBIホールディングス株式会社入社
2007年7月	金融庁監督局銀行第2課長	2020年8月	地方創生パートナーズ株式会社 執行役員事務局長（現任）
2008年7月	同庁監督局保険課長	2021年6月	株式会社福島銀行取締役 当社取締役（現任）
2010年7月	同庁監督局総務課長	2022年2月	SBI地銀ホールディングス株式会社取締役
2012年7月	同庁総務企画局企画課長	2023年6月	株式会社きらやか銀行取締役（非業務執行） （現任）
2014年7月	財務省福岡財務支局長	2025年5月	SBI地銀ホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任）
2015年7月	金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当）	2026年2月	一般社団法人未来社会デザイン機構理事（現任） （重要な兼職の状況）
2016年7月	財務省東海財務局長		地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長 SBI地銀ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社きらやか銀行取締役（非業務執行） 一般社団法人未来社会デザイン機構理事
2017年6月	国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当）		
2019年6月	財務省退官		
2019年11月	三井住友信託銀行顧問		

## 【社外取締役候補者に関する特記事項】

長谷川靖氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、金融行政に長年携われ豊富な経験と専門知識を有しており、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には金融行政で長年培われた専門的な知見を活かし、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者番号

11

お やま みつ お  
小 山 光 雄

(1960年9月22日生)



新任

社外

独立役員

■所有する当社株式の数

普通株式 一 株

■在任年数

—

■取締役会出席状況

— / —

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 東北電力株式会社入社

2019年6月 同社執行役員 発電・販売カンパニー事業戦略部長

2020年4月 同社執行役員 企画部部长

2020年7月 同社執行役員 事業創出部門長

2022年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当  
販売カンパニー副カンパニー長

2024年4月 同社常務執行役員 コーポレート担当 IR担当  
最高デジタル責任者 (CDO)

2025年4月 同社常務執行役員 IR担当  
最高デジタル責任者 (CDO)

2026年4月 株式会社トークネット取締役会長 (現任)  
(重要な兼職の状況)  
株式会社トークネット取締役会長

【社外取締役候補者に関する特記事項】

小山光雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

同氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、公正かつ中立な立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための提言や意見表明をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏には他社での企業経営に関する経験及び知見を活かし、当社の社外取締役として、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所へ届け出る予定であります。

同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする予定であります。

【取締役候補者（11名）に関する特記事項】

役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社のすべての取締役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金及び訴訟費用（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補いたします。各候補者が取締役に選任された場合には、いずれの取締役も当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。なお、2026年10月に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新する予定です。

以上

<ご参考>

1. じもとホールディングス 取締役会のスキル選定

- 当社は、地域金融機関を傘下に持つ銀行持株会社であり、取締役会は「グループ経営管理」を適切に遂行するスキルを備えることが必要と考えております。
- 併せて、グループの経営理念と重点戦略を実現するため、各戦略に係る業務経験や知識を備え、社外取締役の外部知見を活用する方針としております。

じもとグループの経営戦略とスキル



区分	スキル	選定の理由	取締役の担当部門・業務経験・知識
社内取締役	経営管理	持株会社の管理業務の遂行	経営企画／子銀行管理／リスク管理／市場運用
	中小企業支援	重点戦略の実現：地元中小企業への貢献	融資審査／顧客支援（営業店長等）
	業務変革	重点戦略の実現：業務プロセス変革、金融サービス充実	事務システム／人事総務
	外部連携活用	重点戦略の実現：事業展開の高度化、スピードアップ	外部連携（SBI等）の効果・成果の発揮
社外取締役	地域産業	社外取締役の知見活用	宮城・山形の地域産業の動向
	企業経営	社外取締役の知見活用	他社での企業経営の経験
	財務・会計	社外取締役の知見活用	企業財務の専門知識、経験（公認会計士等）
	法務・リスク管理	社外取締役の知見活用	法務・リスク管理の専門知識、経験（弁護士等）
	行政	社外取締役の知見活用	地方行政、金融行政での経験

## 2. 取締役会スキルマトリックス

### じもとホールディングス取締役会

じもとホールディングス取締役会は、社内取締役を中心に、銀行持株会社としての経営管理の遂行、グループ重点戦略の実現に必要なスキルを備えております。

#### 【社内取締役】

氏名	経営管理				中小企業		業務変革		外部連携活用
	経営企画	子銀行管理	リスク管理	市場運用	融資審査	顧客支援	事務システム	人事総務	
取締役候補者 西塚 英樹	●	●				●			●
取締役候補者 坂爪 敏雄	●	●		●	●	●			●
取締役候補者 尾形 毅	●	●	●			●			●
取締役候補者 鈴木 治	●	●			●	●			
取締役候補者 中澤 雄二郎	●	●		●	●	●		●	
取締役候補者 鈴木 拓志	●	●				●			●
取締役候補者 柴田 健	●	●				●	●		●
取締役候補者 小林 祐介	●	●				●		●	●
監査等委員 三瓶 渉	●		●			●			

#### 【各取締役の担当業務、経歴、資格等】

じもとHD担当部門	子銀行代表権	子銀行での主な経歴	SBI等連携実績分野
監査	有	きらやか銀行経営企画部長 広域営業部長 福島支店長	経営企画
監査	有	仙台銀行営業本部長 地元企業応援部長 融資部長	地方創生
総合企画 /リスク	有	仙台銀行経営企画部長 経理部長 本店営業部長	経営企画
融資 /リスク	有	きらやか銀行企業支援部長	
融資 /市場金融	有	仙台銀行融資部長 地元企業応援部長	
営業 /企業支援	有	きらやか銀行法人サポート部長 新発田支店長	地方創生
経理 /システム		仙台銀行経営企画部長 経理部長	地方創生
総合企画 /人事		きらやか銀行上山支店長	経営企画
		仙台銀行監査部長 個人営業部長 地元企業応援部長	

当社は、宮城県と山形県の地元中小企業や地域への貢献を経営理念としており、社外取締役は両県の地域産業を知る方々を中心に構成しております。  
さらに社外取締役は、企業経営の経験、財務・会計、法務・リスク管理、行政など、豊富な経験と知見を備えられており、取締役会の多様なスキルを構成しております。

【社外取締役】

氏名	地域産業	企業経営	財務・会計	法務・リスク管理	行政
社外取締役候補者（独立） 半田 稔	●			●	
社外取締役候補者 長谷川 靖				●	●
社外取締役候補者（独立） 小山 光雄	●	●	●		
社外監査等委員（独立） 伊藤 吉明	●		●		
社外監査等委員（独立） 高橋 節	●	●			●
社外監査等委員（独立） 伊東 昭代	●				●

【各取締役の担当業務、経歴、資格等】

主な経歴・役職	資格
半田稔法律事務所所長（現任）	弁護士
財務省東海財務局長 国際協力銀行常務取締役 SBI地銀ホールディングス(株)代表取締役社長（現任）	
東北電力(株) 常務執行役員 (株)トークネット取締役会長（現任）	
伊藤公認会計士事務所所長（現任）	公認会計士
山形県副知事 (株)モンテディオ山形 社長	
宮城県教育委員会教育長 宮城県総務部長 宮城県美術館顧問（現任） 日本赤十字社理事（現任）	

（注）上記一覧表は、各取締役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

当社は、社外取締役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

○社外取締役の独立性判断基準

1. (1) 当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。  
(2) その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注1）、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。  
(3) 当社グループの役員等（注2）及び支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の、配偶者または二親等以内の親族でないこと。
2. 当社の主要株主（注3）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。
3. (1) 当社または中核子会社（注4）を主要な取引先（注5）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。  
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者等ではなかったこと。  
(3) 当社または中核子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。
4. 当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。
5. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。
6. 弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
7. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。

（注2）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）をいう。

（注3）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。

（注4）「中核子会社」とは、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行をいう。

（注5）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の2%以上を基準に判定。

# 第14期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 1. 当社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

#### ① 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）及び株式会社仙台銀行（以下「仙台銀行」といいます。）を含む連結子会社8社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、カード業務、リース業務及びコンサルティング業務等の幅広い金融サービスを提供しております。

#### ② 金融経済環境

当事業年度のわが国経済は、一部に弱めの動きがみられますが、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調となりました。一方、資源価格や輸入物価の動向を受けた物価上昇が継続している中で、中東情勢の及ぼす影響が懸念される状況となっております。

金融面では、日本銀行が政策金利の引き上げを実施し、国債金利も高い水準で推移しているほか、日経平均株価は史上最高値を記録しました。

当社グループの営業エリアである宮城県、山形県経済においては、設備投資が増加傾向にあります。また、宮城県大衡村への半導体工場建設は白紙となっておりますが、宮城県とSBIグループは、引き続き、半導体関連事業の誘致と関連産業の振興に取り組んでおります。

#### ③ 企業集団の事業の経過及び成果

当社グループでは、経営理念である「宮城と山形をつなぎ、中小企業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」のもと、中期経営計画の「中小企業支援の深化」、「業務変革(DX)」、「経営管理」の主要施策について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。

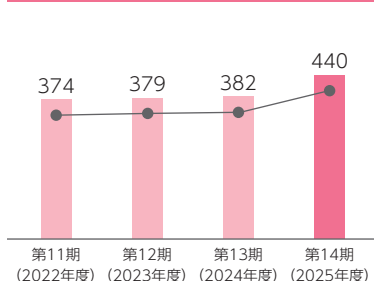
当連結会計年度における当社グループの経常収益は、貸出金利息が増加したことなどから、前連結会計年度比58億6百万円増加の440億80百万円となりました。経常費用は、預金利息が増加したことなどから、前連結会計年度比47億77百万円増加の409億21百万円となりました。

この結果、経常利益は、前連結会計年度比10億28百万円増加の31億59百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比10億21百万円増加の25億84百万円となり、2期連続の黒字、増収増益の決算となりました。

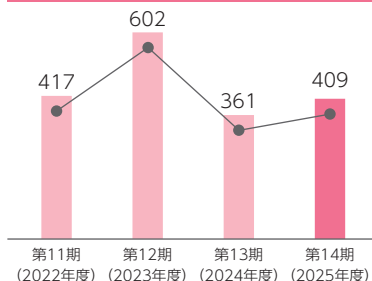
当連結会計年度末の連結財政状態につきましては、資産は、前連結会計年度末比41億円増加の2兆4,808億円、負債は、前連結会計年度末比8億円減少の2兆3,930億円となりました。純資産は、前連結会計年度末比50億円増加の877億円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、前連結会計年度末比178億円増加の1兆9,410億円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、前連結会計年度末比27億円増加の2兆2,859億円となりました。有価証券残高は、前連結会計年度末比129億円減少の3,496億円となりました。

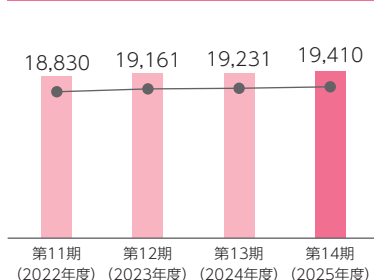
連結経常収益 (単位：億円)



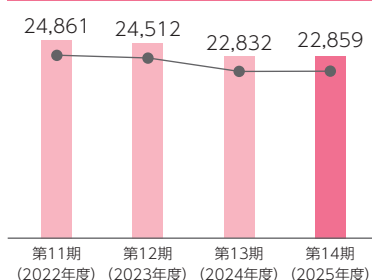
連結経常費用 (単位：億円)



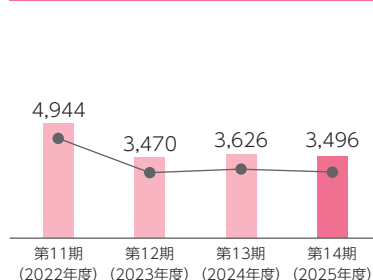
貸出金 (単位：億円)



預金等（譲渡性預金を含む） (単位：億円)



有価証券 (単位：億円)



なお、主要な子会社の損益等につきましては、以下のとおりとなりました。  
【きらやか銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：百万円）

		2024年度	2025年度	増減
損益	経常収益	17,083	19,348	2,264
	コア業務粗利益	13,794	14,419	625
	コア業務純益	2,870	3,040	170
	経常利益	399	1,679	1,279
	当期純利益	500	1,464	964
主要勘定残高 （末残）	総資産	1,182,677	1,179,704	△2,973
	預金等（譲渡性預金を含む）	1,097,481	1,100,688	3,207
	総預かり資産	97,617	101,807	4,190
	貸出金	962,089	950,990	△11,098
	有価証券	110,850	114,115	3,265

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

【仙台銀行（単体）の損益及び主要勘定残高（末残）】

（単位：百万円）

		2024年度	2025年度	増減
損益	経常収益	15,815	19,132	3,316
	コア業務粗利益	12,046	12,997	950
	コア業務純益	1,797	2,390	593
	経常利益	1,458	1,321	△136
	当期純利益	885	1,101	216
主要勘定残高 （末残）	総資産	1,288,989	1,295,013	6,024
	預金等（譲渡性預金を含む）	1,188,128	1,187,349	△778
	総預かり資産	92,575	104,645	12,070
	貸出金	963,644	993,202	29,557
	有価証券	255,895	239,765	△16,130

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

#### ④ 企業集団の対処すべき課題

<次期勘定系システム更新と業務変革への対応>

地域金融機関を取り巻く経営環境は、金融テクノロジーの進展、地域社会の人口減少の加速などにより、大きく変化しております。

当社グループは、環境変化を的確に捉え、地域金融機関として中長期的に地域に貢献し、よりよい金融サービスを提供するため、グループ全体の業務変革を進めることを重要課題としております。

このため、当社グループは、SBIグループが提供する次世代バンキングシステムの採用を決定し、「じもとミライ！」プロジェクトを始動しました。

本システムでは、ペーパーレス化や内部事務作業の効率化を進めることができるほか、新たな金融サービスの開発・提供を迅速に行うことが可能となるため、当社グループでは、今まで以上にお客さまと直接ご面談できる体制を構築し、コンサルティング営業を強化してまいります。

本システムは、2028年度の稼働を予定しており、SBIグループと緊密に連携して、準備を進めてまいります。

<中小企業支援と公的資金への対応>

きらやか銀行では、震災特例の300億円、新型コロナ特例の180億円、合計480億円の公的資金を受入れております。また、仙台銀行は、震災特例の300億円を受入れており、当社グループでは総額780億円の公的資金を受入れております。

当社グループは、これからも公的資金の目的である地元中小企業への円滑な金融支援に取り組み、地元経済の発展に全力で貢献してまいります。

次期勘定系システム更新による業務改革を通じて、着実に業績の向上につなげ、公的資金の返済に向けて、剰余金の積上げに努めてまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況  
イ. 企業集団の財産及び損益の状況

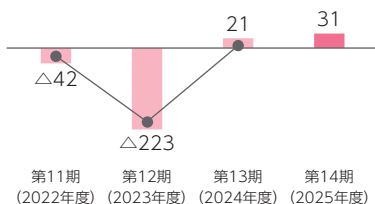
(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	37,435	37,942	38,274	44,080
経常利益又は経常損失(△)	△4,297	△22,329	2,130	3,159
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	△7,082	△23,462	1,563	2,584
包括利益	△22,520	△13,835	△966	5,235
純資産	77,730	83,626	82,670	87,744
総資産	2,659,272	2,680,825	2,476,647	2,480,836

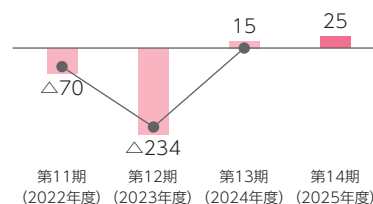
(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

経常利益

(単位：億円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：億円)



ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営業収益	615	672	369	465
受取配当額	237	271	—	110
銀行業を営む子会社	237	271	—	110
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	254	294	16	126
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円 銭 △0 54	円 銭 12 82	円 銭 0 31	円 銭 △1 97
総資産	98,068	118,085	118,106	118,053
銀行業を営む子会社株式等	97,066	117,032	117,032	117,032
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益(△は1株当たり当期純損失)は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

なお、自己株式数には、株式給付信託(BBT)導入において設定した、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を加算しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀行業	その他
使用人数	1,294人	86人

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

## (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

## 銀行業

## 株式会社きらやか銀行

			当 年 度 末	
			店 うち出張所	
山	形	県	99	(一)
宮	城	県	7	(一)
福	島	県	1	(一)
秋	田	県	2	(一)
新	潟	県	5	(一)
東	京	都	2	(一)
埼	玉	県	1	(一)
合		計	117	(一)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を104か所設置しております。  
 2. 店舗内店舗形式での店舗統合による実質店舗数は36店舗（うちインターネット支店1店舗）となります。

## 株式会社仙台銀行

			当 年 度 末	
			店 うち出張所	
宮	城	県	72	(4)
合		計	72	(4)

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を68か所設置しております。  
 2. 店舗内店舗形式での店舗統合による実質店舗数は45店舗（うち出張所1店舗）となります。

## (5) 企業集団の設備投資の状況

## イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀 行 業	そ の 他	合 計
設 備 投 資 の 総 額	662	—	662

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事 業 別	会 社 名	内 容	金 額
銀 行 業	(株)きらやか銀行	什器・事業用建物等	112
	(株)仙台銀行	事業用建物等	336

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社きらやか銀行	山形県山形市	銀行業	百万円 24,000	% 100.00	—
株式会社仙台銀行	仙台市青葉区	銀行業	百万円 22,735	% 100.00	—
山形ビジネスサービス株式会社	山形県山形市	事務受託業務	百万円 10	% 100.00	—
きらやかカード株式会社	山形県山形市	クレジットカード、 信用保証業務	百万円 30	% 100.00	—
きらやかリース株式会社	山形県山形市	リース業務	百万円 80	% 98.00	—
きらやかコンサルティング& パートナーズ株式会社	山形県山形市	コンサルティング・ベンチャー キャピタル業務	百万円 30	% 55.00	—
株式会社 JimoTec	山形県山形市	コンピューターシス テム開発・保守・ 運用受託業務	百万円 60	% 100.00	—
株式会社 仙台銀 キャピタル&コンサルティング	仙台市青葉区	コンサルティング・ベンチャー キャピタル業務	百万円 50	% 100.00	—

- (注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

## (1) 会社役員の様況

(2025年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
西塚英樹	代表取締役会長	(株)きらやか銀行代表取締役頭取	—
坂爪敏雄	代表取締役社長	(株)仙台銀行代表取締役頭取	—
尾形毅	常務取締役	(株)仙台銀行代表取締役専務	—
鈴木治	常務取締役	(株)きらやか銀行代表取締役専務	—
中澤雄二郎	取締役	(株)仙台銀行代表取締役常務	—
鈴木拓志	取締役	(株)きらやか銀行代表取締役常務	—
柴田健	取締役	(株)仙台銀行常務取締役	—
小林祐介	取締役	(株)きらやか銀行常務取締役	—
半田稔	取締役（社外）	半田稔法律事務所所長 (株)ヤマザワ取締役	—
長谷川靖	取締役（社外）	地方創生パートナーズ(株)執行役員事務局長 SBI地銀ホールディングス(株)代表取締役社長 (株)きらやか銀行取締役（非業務執行） 一般社団法人未来社会デザイン機構理事	—
佐竹勤	取締役（社外）	(株)ユアテック顧問	—
三瓶涉	取締役監査等委員	—	—
伊藤吉明	取締役監査等委員（社外）	伊藤公認会計士事務所所長	—
高橋節	取締役監査等委員（社外）	—	—
伊東昭代	取締役監査等委員（社外）	宮城県美術館長 日本赤十字社理事	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
当事業年度中に退任（辞任）した役員			
芳賀隆之	取締役	(株)仙台銀行代表取締役専務	2025年6月19日 退任

- (注) 1. 取締役の半田稔氏、長谷川靖氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏及び伊東昭代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の半田稔氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、高橋節氏及び伊東昭代氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役監査等委員の伊藤吉明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当事業年度中に退任（辞任）した役員の地位及び重要な兼職は退任時のものであります。
6. 取締役監査等委員の伊東昭代氏は、事業年度末日後の2026年4月1日付で宮城県美術館の顧問に就任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

報酬等の額の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として設置した指名・報酬協議会で、当社の取締役の報酬額の検討を行い、その結果を基に取締役会で審議のうえ、当社取締役の報酬額を決定しています。

ロ. 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等は、業務執行取締役と社外取締役に区別し、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績連動報酬としての株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役は、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとしております。

なお、業績連動報酬としての株式報酬は、上場会社として中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

ハ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し決定いたします。業績連動報酬である株式報酬は、役位別の基準ポイントに前事業年度における業績に応じた業績係数を乗じて決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬協議会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し当該方針に沿うものであると判断しております。

<役員報酬体系の概要>

	報酬区分	報酬内容	支給時期	支給方法	報酬額の構成			
					取締役		監査等委員である取締役	
					業務執行取締役	社外取締役	社内取締役	社外取締役
役員報酬	基本報酬	固定	毎月	金銭	95%～97% (基本)	100% (基本)	100% (基本)	100% (基本)
	株式報酬	業績連動	退任時	株式	3%～5% (株式報酬)			

② 業績連動報酬等に関する事項

イ. 業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由

株式給付信託（BBT）における業績指標は、当社グループ全体の業績向上に対する意識を高めるため、当社中期経営計画の前事業年度における連結当期純利益の達成率を基準とし、さらにグループ全体の業績に対する各子銀行の貢献度を反映させるため、各子銀行の単体当期純利益の達成率も加味しております。

ロ. 業績連動報酬等の額または数の算定方法

役員株式給付規程に基づき、役位別基準ポイントに業績評価の係数（1.10～0.70）を乗じて算出し、指名・報酬協議会の協議を経て、当社及び子銀行の取締役会で決定しております。

ハ. 業績連動報酬等の額または数の算定に用いた業績指標に関する実績

当事業年度における業績連動報酬に係る業績評価指標（2025年3月期の当期純利益）の目標及び実績は以下のとおりです。

	目 標	実 績
当 社 （連結）	11億円	15億円
きらやか銀行（単体）	1億円	5億円
仙台銀行 （単体）	8億円	8億円

③ 取締役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員を除く）	12名	53	51	1
（うち社外取締役）	（3名）	（14）	（14）	（－）
取締役（監査等委員）	4名	25	25	－
（うち社外取締役）	（3名）	（14）	（14）	（－）

- (注) 1. 上表には、当事業年度に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く）1名を含めております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額2千万円以内）、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役2名）となります。また、2023年6月22日開催の第11期定時株主総会において、この報酬限度額1億8千万円以内の内枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬の限度額を4千万円以内（46,100ポイント以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は8名となります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月25日開催の第7期定時株主総会において、年額6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名となります。
4. 業績連動報酬等の額は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）9名に対する株式給付信託（BBT）に関して当事業年度中に費用計上した額であります。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、業務執行取締役等でない取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が業務執行取締役等でない取締役と締結した責任限定契約の概要は以下のとおりであります。

氏名	責任限定契約の内容の概要
半田 稔	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。
長谷川 靖	
佐竹 勤	
伊藤 吉明	
高橋 節	
伊東 昭代	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要
該当事項はありません。	

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。	

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社、きらやか銀行及び 仙台銀行の全取締役	当社が役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額を負担しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
半田 稔 (取締役)	半田稔法律事務所所長、(株)ヤマザワ取締役
長谷川 靖 (取締役)	地方創生パートナーズ(株)執行役員事務局長、 SBI地銀ホールディングス(株)代表取締役社長、(株)きらやか銀行取締役 (非業務執行) 一般社団法人未来社会デザイン機構理事
佐竹 勤 (取締役)	(株)ユアテック顧問
伊藤 吉明 (取締役監査等委員)	伊藤公認会計士事務所所長
高橋 節 (取締役監査等委員)	—
伊東 昭代 (取締役監査等委員)	宮城県美術館長、日本赤十字社理事

- (注) 1. 取締役長谷川靖氏は、SBI地銀ホールディングス(株)の代表取締役社長で、同社は当社の33.86%の議決権を所有する筆頭株主であります。また、同社の100%親会社であるSBIホールディングス(株)と当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
2. その他の社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
3. 取締役監査等委員の伊東昭代氏は、事業年度末日後の2026年4月1日付で宮城県美術館の顧問に就任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
半田 稔 (取締役)	6年 9ヶ月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席しております。	取締役会において、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
長谷川 靖 (取締役)	4年 9ヶ月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席しております。	取締役会において、金融行政機関等の責任者として培った豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。
佐竹 勤 (取締役)	3年 9ヶ月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席しております。	取締役会において、企業経営者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。また、当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員として、取締役の指名・報酬案についての提言を行っております。
伊藤吉明 (取締役監査等委員)	6年 9ヶ月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、監査等委員会14回のすべてに出席しております。	取締役会において、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
高橋 節 (取締役監査等委員)	6年 9ヶ月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、監査等委員会14回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
伊東昭代 (取締役監査等委員)	2年 9ヶ月	当期開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、監査等委員会14回のすべてに出席しております。	取締役会において、地方行政機関等の責任者として培った知識・経験等に基づき中立かつ客観的視点から適宜説明を求め、審議に必要な発言や提言を行っております。 監査等委員会においては、監査結果等についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	6名	28	4

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

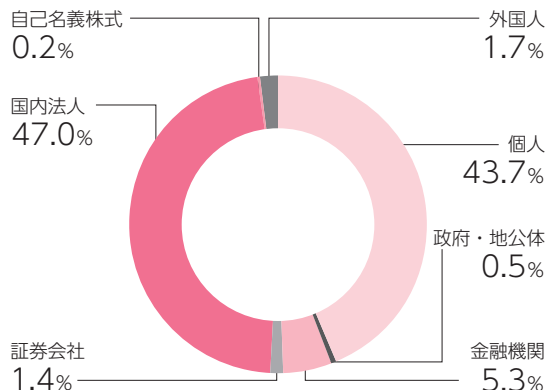
#### 4. 当社の株式に関する事項

##### (1) 株式数

① 発行可能株式総数	250,000千株
うち	
普通株式	250,000千株
B種優先株式	13,000千株
C種優先株式	20,000千株
D種優先株式	20,000千株
E種優先株式	20,000千株

② 発行済株式の総数	26,840千株
普通株式	(うち自己株式 56千株)

普通株式 所有者別の株式保有比率



B種優先株式	13,000千株
C種優先株式	10,000千株
D種優先株式	5,000千株
E種優先株式	18,000千株

③ 当年度末株主数	16,104名
普通株式	
B種優先株式	1名
C種優先株式	1名
D種優先株式	1名
E種優先株式	1名

## (2) 大株主

普通株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式につきましては、発行済株式の総数の上位10名の株主を記載しております。

### ① 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
S B I 地 銀 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	8,953	33.42
金 子 亮	1,177	4.39
き ら や か 銀 行 職 員 持 株 会	557	2.08
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	512	1.91
仙 台 銀 行 職 員 持 株 会	340	1.27
齋 藤 久 美 子	300	1.12
横 山 修 一	200	0.74
(株) 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	200	0.74
長 岡 壽 一	176	0.65
安 本 匠	162	0.60

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式56千株を控除して計算しております。

3. 自己株式には、株式給付信託（BBT）に係る株式会社日本カスタディ銀行（信託E口）所有の当社株式80,200株を加算しておりません。

### ② B種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
(株) 整 理 回 収 機 構	13,000	100.00

### ③ C種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
(株) 整 理 回 収 機 構	10,000	100.00

④ D種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
(株) 整理回収機構	5,000	100.00

⑤ E種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
(株) 整理回収機構	18,000	100.00

(3) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1名	3千株
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (2) 会社役員に対する報酬等」に記載のとおりであります。
2. 上表は、当事業年度中に退任した当社グループの役員に対して、株式給付信託（BBT）により給付した株式相当数を記載しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 臼倉 健 司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 田 修	17	1

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当事業年度に係る報酬等における当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、123百万円であります。  
 3. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。  
 4. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。  
 5. その他に記載しております非監査業務に基づく報酬は、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び同適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」に係る導入支援業務であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

#### イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の内容の概要
該当事項はありません。	

#### ロ. 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名又は名称	補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。	

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

#### 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、当社及び当社グループの業務の健全性及び適切性を確保するため、以下の「内部統制基本方針」を制定しております。

#### ① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定する。

ロ 当社は、グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス実施状況を監視し、コンプライアンス体制の充実に向けた課題を協議する。

ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置する。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス遵守態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告する。

ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

ヘ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定する。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために統合的リスク管理方針を制定する。

ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

ハ 当社は、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループにおける各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模で一元的に統括・管理することにより、リスク管理態勢の強化・充実を図る。

ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築する。

ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、取締役会及び監査等委員会へ適時適切に報告させるとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、決定事項について、法令に定めるもののほか、定款及び取締役会規程に定めるものとする。
  - ロ 取締役会は、取締役をはじめ全役員職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
  - ハ 取締役会が、会社法及び定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役又は議決権を有する者の全てが取締役である経営会議その他の決定機関（以下「経営会議等」という。）に委任したときは、当該取締役又は経営会議等は、当該委任された事項を自ら決定することができる。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項とする。当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行う。
  - ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役員職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定する。
  - ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
  - ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
  - ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導する。
  - ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
- ⑦ 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする
- ⑧ 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人等との定期的な意見交換会等に参加する機会を確保する。
- ⑨ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告する。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、内部監査部門等の使用人その他の者に対して指示し、報告を求めることができる。

- ロ 子会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告する。
- ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、当社グループの監査等委員・監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行う。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当社が整備している内部統制システムにおける当期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の運用状況の概要は、以下のとおりです。
- ① 取締役及び使用人（グループ会社の取締役及び使用人を含む。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 当社は、当社及び当社グループの役職員が法令や諸規則を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定している。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス規程を制定している。
- ロ 当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）を委員とし、グループコンプライアンス委員会を設置、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は12回開催した。
- ハ 当社は、コンプライアンス統括部署として、リスク統括部を設置。リスク統括部は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底指導及びその進捗状況を一元的に管理している。
- ニ 監査部は、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の監査を定期的を実施し、監査結果を取締役会及び監査等委員会へ報告した。
- ホ 取締役会は、役職員等が社内外に設置した通報・相談窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築している。

へ 当社は、反社会的勢力等との関係を遮断するために、反社会的勢力への対応に係る基本方針を制定している。また、リスク統括部において反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢、反社会的勢力に係る連絡・連携態勢を構築している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築している。また、文書取扱規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当社は、当社及び当社グループの経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために統合的リスク管理方針を制定している。子会社における重要なリスク管理に関する事項については、当社における経営会議又はグループリスク管理委員会の報告事項又は承認事項としている。

ロ 当社は、当社及び当社グループの業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行っている。また、グループの健全性と独立性を確保するため、リスク遮断規程を制定し、事業親会社等とのリスクを遮断している。

ハ 当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）を委員とし、グループリスク管理委員会を設置、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）も出席して意見を述べるができることとしている。原則として毎月1回開催、当期は15回開催した。

ニ 当社は、当社及び当社グループの統合的なリスク管理態勢を確立するために、リスク統括部を設置し、統合的なリスク管理機能及び相互牽制機能を確保し、必要な体制を構築している。

ホ 当社は、監査部がリスク統括部のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、取締役会及び監査等委員会へ適時適切に報告するとともに、外部監査機関と連携して、リスク管理態勢の充実強化を図っている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）11名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、原則として毎月1回開催しており、当期は15回開催した。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、当社グループの健全かつ円滑な運営を図るため、グループ経営管理規程を制定し、一定の事項については当社報告事項又は承認事項としている。

当社は、毎月開催される取締役会において、子会社等の一定の取締役等の業務執行状況が報告されることに加え、子会社等が一定の重要事項を行おうとするときは、事前に当社の承認を得なければならないこととし、子会社等の統括管理を行っている。

ロ 当社は、当社及び当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的で効果的に行われるよう組織規程、業務分掌規程、及び職務権限規程により職務・権限・意思決定のルールを策定している。

ハ 当社は、当社及び当社グループの財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保している。

- ニ 当社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針を制定し、グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行っている。
- ホ リスク統括部は、当社グループ全体として適正な体制が確保されるよう子会社におけるコンプライアンス体制等について指導している。
- ヘ 監査部は、内部監査方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため当社及び当社グループの監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行っている。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことに関する事項  
監査等委員会は、その職務について効率性及び実効性を高めるため、取締役会に対し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という。）の配置を求めることができる体制を確保している。  
なお、当期は、「補助者」を配置している。
- ⑦ 前号の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしている。
- ⑧ 前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項  
取締役会は、補助者が監査等委員に同行して、重要会議、その他代表取締役との定期的な意見交換会等に参加する機会を確保した。
- ⑨ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
イ 取締役及び使用人等は、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査等委員会へ報告できる体制を確保している。また、監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、内部監査部門等の使用人その他の者に対して指示し、報告を求めることができる体制を確保している。  
ロ 子会社の取締役、監査等委員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、直ちに、当該事実を当社の監査等委員会へ報告できる体制を確保している。  
ハ 上記イ及びロの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならない体制を確保している。また、内部通報規程においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する体制を確保している。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、必要な費用の前払や償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する体制を確保している。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、取締役会をはじめ、重要な会議へ出席するとともに、会計監査人、代表取締役、当社グループの監査等委員・監査役及びリスク統括部、監査部、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換し、連携を図ることにより、監査を実効的に行っている。



## 9. 特定完全子会社に関する事項

当事業年度末における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末における特定完全子会社の株式の帳簿価額（百万円）
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町三丁目2番3号	81,643
株式会社仙台銀行	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	35,389

（注）当事業年度末における当社の総資産額は、118,053百万円であります。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

該当事項はありません。

## 第14期末 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	163,324	預 金	2,164,332
買入金銭債権	706	譲渡性預金	121,620
金銭の信託	201	コールマネー及び売渡手形	6,000
有価証券	349,666	借 用 金	70,769
貸 出 金	1,941,043	そ の 他 負 債	20,116
リース債権及びリース投資資産	11,243	賞 与 引 当 金	765
そ の 他 資 産	10,973	退職給付に係る負債	126
有 形 固 定 資 産	18,451	睡眠預金払戻損失引当金	67
建 物	6,845	偶発損失引当金	1,395
土 地	9,553	繰延税金負債	1,168
建設仮勘定	171	再評価に係る繰延税金負債	773
その他の有形固定資産	1,880	支 払 承 諾	5,956
無 形 固 定 資 産	958	負 債 の 部 合 計	2,393,092
ソフトウェア	763	(純 資 産 の 部)	
その他の無形固定資産	194	資 本 金	28,733
退職給付に係る資産	6,855	資 本 剰 余 金	78,862
繰延税金資産	254	利 益 剰 余 金	747
支払承諾見返	5,956	自 己 株 式	△106
貸倒引当金	△28,799	株 主 資 本 合 計	108,236
		その他有価証券評価差額金	△23,254
		土地再評価差額金	1,640
		退職給付に係る調整累計額	923
		その他の包括利益累計額合計	△20,690
		非 支 配 株 主 持 分	198
		純 資 産 の 部 合 計	87,744
資 産 の 部 合 計	2,480,836	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,480,836

# 第14期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		44,080
資	金 運 用 収 益	30,321	
	貸 出 金 利 息	27,613	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,579	
	コー ー ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	3	
	預 け 金 利 息	1,102	
	そ の 他 の 受 入 利 息	22	
役 務 取 引 等 収 益		6,478	
そ の 他 業 務 収 益		894	
そ の 他 経 常 収 益		6,385	
	償 却 債 権 取 立 益	32	
	株 式 等 売 却 益	933	
	そ の 他 の 経 常 収 益	5,420	
経	常 費 用		40,921
資	金 調 達 費 用	5,415	
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	4,468	
	コー ー マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	339	
	借 用 金 利 息	1	
	そ の 他 の 支 払 利 息	593	
	役 務 取 引 等 費 用	12	
そ の 他 業 務 取 引 等 費 用		3,907	
そ の 他 業 務 取 引 等 費 用		1,851	
そ の 他 業 務 取 引 等 費 用		22,401	
そ の 他 業 務 取 引 等 費 用		7,345	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,105	
	そ の 他 の 経 常 費 用	6,239	
経 特	常 別 利 益		3,159
	固 定 資 産 処 分 益	249	
特	別 別 損 失		60
	固 定 資 産 処 分 損 失	8	
	減 損 損 失	51	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			3,348
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		611	
法 人 税 等 調 整 額		157	
法 人 税 等 合 計			768
当 期 純 利 益			2,579
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失			5
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			2,584

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 第14期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	28,733	78,862	△1,687	△78	105,829
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△141		△141
親会社株主に帰属する当期純利益			2,584		2,584
自 己 株 式 の 取 得				△30	△30
自 己 株 式 の 処 分				2	2
土地再評価差額金の取崩			△8		△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,435	△27	2,407
当 期 末 残 高	28,733	78,862	747	△106	108,236

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△25,283	1,632	287	△23,363	203	82,670
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△141
親会社株主に帰属する当期純利益						2,584
自 己 株 式 の 取 得						△30
自 己 株 式 の 処 分						2
土地再評価差額金の取崩						△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,028	8	635	2,672	△5	2,667
当 期 変 動 額 合 計	2,028	8	635	2,672	△5	5,074
当 期 末 残 高	△23,254	1,640	923	△20,690	198	87,744

## 第14期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>		<b>流 動 負 債</b>	
現金及び預金	943	未払金	1
貯蔵品	0	未払費用	1
前払費用	2	未払法人税等	8
未収収益	0	未払消費税等	2
その他	7	未払配当金	11
<b>流動資産合計</b>	<b>954</b>	預り金	1
<b>固 定 資 産</b>		賞与引当金	8
<b>有形固定資産</b>		<b>流動負債合計</b>	<b>35</b>
工具、器具及び備品	16	<b>固 定 負 債</b>	
<b>有形固定資産合計</b>	<b>16</b>	その他	4
<b>無形固定資産</b>		<b>固定負債合計</b>	<b>4</b>
ソフトウェア	33	<b>負債の部合計</b>	<b>39</b>
<b>無形固定資産合計</b>	<b>33</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>		<b>株 主 資 本</b>	
関係会社株式	117,032	資 本 金	28,733
敷金	5	資 本 剰 余 金	
繰延税金資産	4	資本準備金	27,233
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>117,043</b>	その他資本剰余金	60,868
<b>固定資産合計</b>	<b>117,093</b>	<b>資本剰余金合計</b>	<b>88,101</b>
<b>繰 延 資 産</b>		<b>利 益 剰 余 金</b>	
株式交付費	5	その他利益剰余金	1,285
<b>繰延資産合計</b>	<b>5</b>	繰越利益剰余金	1,285
		<b>利益剰余金合計</b>	<b>1,285</b>
		自 己 株 式	△106
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>118,013</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>118,013</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>118,053</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>118,053</b>

# 第14期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	
手 数 料 収 入	355
受 取 配 当 金	110
営 業 収 益 合 計	465
営 業 費 用	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	333
営 業 費 用 合 計	333
営 業 利 益	131
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 家 賃	8
雑 収 入	6
営 業 外 収 益 合 計	17
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費 償 却	12
雑 損 失	0
営 業 外 費 用 合 計	12
経 常 利 益	135
税 引 前 当 期 純 利 益	135
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9
法 人 税 等 調 整 額	△0
法 人 税 等 合 計	9
当 期 純 利 益	126

# 第14期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	28,733	27,233	60,868	88,101	1,300	1,300	△78	118,056	118,056
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△141	△141		△141	△141
当 期 純 利 益					126	126		126	126
自 己 株 式 の 取 得							△30	△30	△30
自 己 株 式 の 処 分							2	2	2
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△15	△15	△27	△42	△42
当 期 末 残 高	28,733	27,233	60,868	88,101	1,285	1,285	△106	118,013	118,013

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 じもとホールディングス  
取締役会 御中

### EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白 倉 健 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 田 修

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 じもとホールディングス  
取締役会 御中

### EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白 倉 健 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 田 修

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社 じもとホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 三 瓶 渉 ㊟  
社外監査等委員 伊 藤 吉 明 ㊟  
社外監査等委員 高 橋 節 ㊟  
社外監査等委員 伊 東 昭 代 ㊟

(注) 監査等委員 伊藤吉明、高橋節、及び伊東昭代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



# ESG・SDGsへの取り組み

## ◆◆ 金融経済教育への取組み

きらやか銀行は、SMBCコンシューマーファイナンス株式会社との協働により、山形県内の高校生を中心に金融経済教育セミナーや社会人向けのセミナーを開催しております。

2023年度より金融経済教育を開始し、2025年度は9校608名に対して将来に備えるお金の話や金融トラブルに関するセミナーや、社会人向けの金融リテラシー講座を実施いたしました。

引き続き、地域全体の金融リテラシー向上に向けた取り組みを通じて、地域社会の発展に貢献してまいります。



## ◆◆ きらやか産業賞・ベンチャービジネス奨励賞の贈呈

きらやか産業賞は、技術や経営の革新・国際化・教育訓練の面で特に優れた実績を上げている県内の中小企業と団体・個人を顕彰しており、2025年度で37回目を数えます。ベンチャービジネス奨励賞は、特に将来性があり、新技術・新製品などの研究開発を行う中小企業と関連団体・研究成果による起業を予定している個人・団体を顕彰しており、2025年度で30回目を数えます。

今後もきらやか産業賞及びベンチャービジネス奨励賞を継続し、地元産業活性化に取り組んでまいります。



きらやか産業賞・ベンチャービジネス奨励賞 贈呈式

## ◆◆ 山形の宝 応援定期

2023年度より取扱っている「山形の宝 応援定期」では、お客さまより預入れいただいた預金残高の0.01%相当額を「樹氷復活・育成応援基金」・「羽黒山スギ並木保全とまちづくり協議会」に対して寄付をしております。

同商品の第二弾において、各団体へそれぞれ10万円寄付を行いました。これからもお客さまの多様化するニーズに幅広く応えていくため、商品の充実を図ってまいります。



## ◆◆ 一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金による寄贈品の贈呈

一般財団法人きらやか銀行教育福祉振興基金（代表理事 西塚 英樹）きらやか銀行取締役頭取）は、教育・学術の振興及び社会福祉施設、交通安全施設、生活環境の拡充整備等に係る助成を行っております。

山形県内の保育施設へ遊具一式の贈呈や福祉施設の設備充実を図るための寄贈等の地域貢献活動を行うことで、地域社会に貢献してまいります。



## 中継会場ご案内図

- 中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
- 中継会場にご来場の場合は、書面またはインターネットにより、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
- 会場では車椅子のサポート、席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等のお手伝いをさせていただきますので、会場スタッフへお気軽にお声掛けください。

### 会場

山形市旅籠町三丁目2番3号  
きらやか銀行本店 3階大会議室

### 中継会場電話

(023) 631-0001

※お車でお越しの際は「山形県営駐車場」をご利用ください



## 株主総会会場ご案内図

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会場では車椅子のサポート、席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等のお手伝いをさせていただきますので、会場スタッフへお気軽にお声掛けください。

会場

当社電話

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
仙台銀行本店 9階講堂

(022)722-0011



最寄りの駅

J R 線	仙台駅から徒歩	約11分
JR 仙石線	あおば通駅から徒歩	約6分
仙台市営地下鉄	仙台駅から徒歩	約7分
	青葉通一番町駅から徒歩	約1分
山形仙台間高速バス	仙台駅前から徒歩	約8分